福山市下水道接続指導要綱

（平成 28 年 2 月 8 日福水給決裁第 777 号）

（趣旨）

第１条　この要綱は，公共下水道の供用が開始された区域における下水道への接続に係る排水設備の設置の指導に関し，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱で使用する用語は，下水道法（昭和３３年法律第７９号。以下「法」という。）及び福山市下水道条例（平成１０年条例第４０号）に定めるところによる。

（審査会）

第３条　下水道への接続に係る排水設備の設置の指導を適正に実施するため，福山市下水道接続指導審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

２　審査会の構成，運営等必要な事項は別に定める。

（排水設備の設置期限）

第４条　法第１０条第１項の「遅滞なく」とは，公共下水道の供用が開始された日から３年を超えない日までとする。

（排水設備の設置の猶予）

第５条　上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は，排水設備を設置すべき者（以下「排水設備設置義務者」という。）が経済的理由その他の管理者が別表第１に定める事情により排水設備を設置することが困難であると認めるときは，法第１０条第１項ただし書の規定により，別表第１に掲げる事情の区分に応じ，同表に定める期間の範囲内で排水設備の設置の猶予（以下「設置の猶予」という。）を認めることができる。

２　排水設備設置義務者は，設置の猶予を希望するときは，排水設備設置猶予申請書に，別表第１に掲げる事情の区分に応じ，同表に定める証明書類を添付して，管理者に申請することができる。ただし，管理者が公簿等により同表の１の項又は２の項に定める証明書類の内容を確認できる場合は，当該証明書類の添付を要しない。

３　前項に規定する申請は，前条に規定する期限の１か月前からすることができる。

４　管理者は，第２項の申請があったときは，これを審査会に審査させ，適当と認められる場合には，次に掲げるもののほか，必要な条件を付して，設置の猶予を認めることができる。設置の猶予を認める基準は別に定める。

（１）管理者は，設置の猶予を認められた者の当該設置の猶予を認められた事情が消滅したときは，当該設置の猶予を取り消すことができる。

（２）管理者は，偽りその他不正の手段により設置の猶予を認められた者があるときは，当該設置の猶予を取り消すことができる。

５　管理者は，設置の猶予を認められた者が近隣住民の生活環境を害することなく生活排水等について配慮し適正な汚水管理を行えるよう，担当部署と連携するものとする。

６　管理者は，別表第１の区分１又は区分５で設置の猶予を認められた者の当該設置の猶予の期間満了時に設置の猶予を認められた事情が継続しているときは，再申請に基づき設置の猶予を継続することができる。

７　管理者は，第４項により設置の猶予を認められた者の当該設置の猶予を認められた事情が継続しているかの確認を別表第２に掲げる場合に行うものとする。

８　管理者は，第４項により設置の猶予を認められた者の当該設置の猶予を認められた事情が消滅していることを確認した場合は，これを審査会に審査させ，適当と認められる場合には，設置の猶予を取り消し，通知するものとする。

９　第４項及び前項の規定にかかわらず，次の各号に掲げるものは，審査会の開催に代えて，専決権者の決裁により猶予の可否決定ができるものとする。

（１）別表第１の区分１に該当する場合

（２）別表第１の区分２に該当する場合

（３）別表第１の区分５に該当する場合

（４）別表第１の区分６に該当する場合

（設置指導等）

第６条　管理者は，第４条及び法第１１条の３に規定する期限を経過しても排水設備を設置せず，かつ，設置の猶予を認められていない者（以下「未接続者」という。）に対し，速やかに排水設備を設置するよう，指導，勧告，命令等を行うものとする。

（特別指導）

第７条　管理者は，排水設備を設置すべき土地又は建築物の状況が別表第３の左欄に掲げる事項に該当する場合は，同表の右欄に掲げる点数により加点し，合計点数が１０点以上となる者については，審査会に審査させ，必要と認められたときは，次項に規定する指導（以下「特別指導」という。）を行うものとする。

２　特別指導は，上下水道局職員が未接続者と面接し，特別指導文及び次に掲げる事項を記載した書面により説明を行うものとする。ただし，当該未接続者が遠隔地に居住するなど，やむを得ない理由により面接することが困難な場合は，郵送等により行うものとする。

（１）排水設備の設置義務及び期限に関すること。

（２）設置の猶予に関すること。

（３）勧告に関すること。

（４）法に基づく命令及び罰則に関すること。

３　上下水道局職員は，前項の規定により特別指導を行ったときは，当該特別指導の結果を特別指導結果報告書に記載し，管理者に報告するものとする。

（勧告）

第８条　管理者は，未接続者に対して特別指導を２回実施した場合で，最後に特別指導において指導した期限から１か月を経過しても，当該未接続者が正当な理由なく設置の猶予の申請又は排水設備の設置工事に着手しなかったときは，審査会に審査させ，必要と認め

られたときは，排水設備を設置すべき旨の勧告（以下「勧告」という。）を行うものとする。

２　前項に規定する勧告は，勧告書において行うものとする。

３　前項の勧告書は，配達証明付き郵便その他相手方に到達したことが確実に立証できる方法により送達するものとする。

（設置命令及び改造命令）

第９条　管理者は，未接続者に対して勧告を２回実施した場合で，最後に勧告において指導した期限から１か月を経過しても，当該未接続者が正当な理由なく設置の猶予の申請又は排水設備の設置工事に着手しなかったときは，審査会に審査させ，必要と認められたときは，法第３８条第１項の規定による命令（以下「設置命令」という。）及び法第１１条の３第３項の規定による命令（以下「改造命令」という。）を行うことができる。

２　設置命令及び改造命令は，命令書により行うものとする。

３　前項の命令書に記載すべき法第１１条の３第３項に規定する相当の期間及び法第３８条第３項に規定する相当の期限は，特別の理由があるものを除き，３か月とする。

４　第２項の命令書は，配達証明付き郵便その他相手方に到達したことが確実に立証できる方法により送達するものとする。

５　管理者は，設置命令又は改造命令をしようとする場合には，行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条第１項第１号に規定する聴聞を行うものとする。

（告発）

第１０条　管理者は，設置命令又は改造命令に違反した者を審査会に審査させ，必要と認められたときは，告発することができる。

（書類の様式）

第１１条　第５条第２項の排水設備設置猶予申請書その他この要綱に規定する書類の様式は，管理者が別に定める。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか，この要綱の施行に関し必要な事項は，管理者が別に定める。

附　則

この要綱は，２０１６年（平成２８年）４月１日から施行する。ただし，第６条から第９条までの規定は，２０１７年（平成２９年）４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，２０１９年（平成３１年）１月１６日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は，２０２２年（令和４年）１２月１６日から施行する。

（排水設備の設置猶予に関する経過措置）

２　改正後の別表第１の規定のうち，区分１の期間に係る規定は，この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に猶予決定したものについて適用し，施行日以前に猶予決定したものについては，なお従前の例による。

別表第１（第５条関係）

排水設備の設置猶予申請

区分	事情	期間	書類
1	排水設備の設置に必要な資金の調達に困難な事情があること。	５年以内	【個人の場合】 （申請書）様式第１号の１ （添付書類）主たる生計維持者の前年（１月から６月までの間に申請する場合にあっては前々年）の所得状況を証明する書類（市町村民税課税記載事項証明書等，所得控除の内訳がわかるもの） 【法人の場合】 （申請書）様式第１号の２ （添付書類） ①前年（１月から６月までの間に申請する場合にあっては前々年）の所得状況を証明する書類（市町村民税課税記載事項証明書等，所得控除の内訳がわかるもの）又は直近の法人市民税確定申告書（写し） ②（法人市民税額の法人税割が０円で，均等割が１号の場合）代表者個人の前年（１月から６月までの間に申請する場合にあっては前々年）の所得状況を証明する書類（市町村民税課税記載事項証明書等，所得控除の内訳がわかるもの） ③（法人市民税額の法人税割が０円で，均等割が２号から４号のいずれかの場合）前年（又は四半期ごと）の損益収支の状況，概況がわかるもの※当期純損失が生じていることが確認できるもの（任意様式）

2	合併処理浄化槽（浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。以下同じ。）により適正な管理のもと汚水を処理していること。	第４条に規定する期限から５年以内	（申請書）様式第１号の３ （添付書類）浄化槽法第７条第１項又は第１１条第１項の規定による検査の結果（浄化槽法定検査判定結果票等）を証明する書類
3	排水設備を設置することにより，建築物に回復することができない損害が生ずるおそれがあること。	損害が生ずるおそれがなくなるまでの期間	（申請書）様式第１号の４ （添付書類）不要
4	土地の形状又は建築物の構造により，排水設備の設置が困難な事情があること。	排水設備の設置が困難な事情がなくなるまでの期間	（申請書）様式第１号の４ （添付書類）不要
5	建築物から長期間にわたり汚水が排出されないこと。	３年以内	（申請書）様式第１号の５ （添付書類）建築物から長期間にわたり汚水が排出されないことを示す書類
6	建築物が近く除去される予定があること。	２年以内	（申請書）様式第１号の６ （添付書類）不要
7	管理者が特に必要と認めた事情があること。	管理者がその都度定める。	（申請書）様式第１号の７ （添付書類）管理者がその都度定める。

別表第２（第５条関係）

現況確認を行う場合

区分	現況確認を行う場合
1	管理者が特に必要と認めた場合
2	管理者が特に必要と認めた場合
3	猶予した日から３年経過する毎
4	猶予した日から３年経過する毎
5	管理者が特に必要と認めた場合
6	猶予期間満了後
7	管理者が特に必要と認めた場合

別表第３（第７条関係）

特別指導の基準

土地又は建築物の状況	点　数
（１）建築物が単独処理浄化槽（合併処理浄化槽以外の汚水を処理する設備又は施設をいう。）により汚水を処理しているもの，合併処理浄化槽により適正な管理のもと汚水を処理されていないもの又はくみ取便所が設けられているもの	4
（２）建築物が合併処理浄化槽により適正な管理のもと汚水を処理しているもの	3
（３）公共下水道の供用を開始した日から３年を超え，６年未満の区域に所在する土地	2
（４）公共下水道の供用を開始した日から６年以上，１０年未満の区域に所在する土地	3
（５）公共下水道の供用を開始した日から１０年以上経過した区域に所在する土地	経過年数を２で除し，端数を切り捨てて得た数
（６）建築物が営利を主たる目的として使用しているもの	3
（７）土地又は建築物が排除する汚水が１か月当たり２００立方メートル以上使用又は同等以上と推測されるもの	3
（８）法第１２条の２第１項に規定する特定事業場	2
（９）広島県生活環境の保全等に関する条例（平成１５年広島県条例第３５号）第２条第８号に規定する汚水等関係特定施設を有し，排出水を排水する工場･事業場（ただし，下水道終末処理施設又は，地方公共団体が設置するし尿処理施設を除く。）	2